

共催、協賛、後援に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、本会が関与する事業における共催、協賛及び後援の取扱いに関する基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1)「共催」とは、企画から実施まで本会を含む各共催団体が責任をもってその催しを開催することをいう。共催団体は、企画当初から内容、運営、経費負担等について協議を行うものとする。
- (2)「協賛」とは、他団体が開催の主体となる催しについて、本会がその趣旨に賛同し、応援及び援助することをいう。主催団体が企画から実施まですべて責任を有するもので、協賛団体として名義使用の承認を行うものとする。ただし、本会会員も主催団体の会員と同等の資格により当該の催しに参加できるものとする。後援と同義であるが、協賛金等の費用負担を伴う場合がある。
- (3)「後援」とは、他団体が開催の主体となる催しについて、本会がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。応援、援助の内容は、原則として名義使用の承認に限る場合に使用する。ただし、本会会員も主催団体の会員と同等の資格により当該の催しに参加できるものとする。

(基準)

第3条 本会が、共催、協賛及び後援をする場合は、定款第3条（目的）及び第4条（事業）に則っていることを基準とし、学術内容及び公益性を加味し個別に判断する。

(承認)

第4条 本会より他団体に共催、協賛、及び後援の依頼を行う場合には、担当理事はその計画書について理事会の承認を得なければならない。

- 2 本会が他団体より共催、協賛及び後援の申し込みを受けた場合には、諾否の決定は会長が行う。

(対象となる団体)

第5条 共催、協賛及び後援の対象となる団体は、公益法人及び官公庁等、及び放射線関係の研究会等で会長が認めたものとする。

(手続き)

第6条 他団体が本会に対して共催、協賛及び後援を依頼する場合は、趣旨、対象者及び内容等を記載した「事業の共催・後援・協賛依頼申請書」（第4号様式）を会長に提出する。

- 2 会長は、本規程第3条の基準に則り承認の諾否を判断し、結果を主催者に通知するものとする。
- 3 「共催、協賛」を承認された主催者は、その催し等の終了後30日以内に報告を行うものとする。